
プロジェクト

項目 **第3回 SSBJ 設立準備委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第3回SSBJ設立準備委員会（2022年3月1日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

TRWGプロトタイプにおける要求事項（案）の検討：「ガバナンス」

2. サステナビリティに関するガバナンスは、企業の実務及び投資家の情報ニーズを踏まえると、気候変動、人的資本、生物多様性などの要素ごとに個別に設計するよりも、企業の全般的なコーポレート・ガバナンスの設計の中で、サステナビリティに関する事項とその中の各要素について開示していくことが望ましいと考える。
3. プロトタイプでは、ガバナンスに限らず、全般的な要求事項と気候関連開示で要求事項の重複が多い。体制やプロセスに関しては、類似した内容になりがちであるが、基準の複雑性を増す要因になることから、重複した要求は避けるべきと考える。基準である以上は、簡潔性や明瞭性が重要となるため、全般的な要求事項で追加的に要請しているもののみを、テーマ別の要求事項に含めるべきと考える。
4. プロトタイプの懸念点として、最終的な開示の姿がわかりづらいことが挙げられる。年次報告書を構成するガバナンス報告書の中に組み込んで報告するのか、サステナビリティのガバナンスは別掲する形で報告するのか、どちらを想定しているのかがわかりづらい。したがって、全体の中に組み込んで報告する要素と、ガバナンス報告書などに切り出して報告する要素とを分けて整理することが求められていると考える。また、ガバナンスに関しては、グローバルでも、ガバナンス報告書の中で開示していることが多く、日本でも有価証券報告書において「コーポレート・ガバナンスの状況等」の項目があるように、コーポレート・ガバナンス全体の報告の中に詳細で質の高い開示が行われているのが最近数年間の開示の状況だと認識している。このため、こうしたところにサステナビリティのガバナンスを入れていくことが、これまでの企業の開示実務の発展に沿うものであり、望ましいのではないかと

と考える。

5. ガバナンス構造は、扱うテーマによって変わるものではないとの認識だが、ガバナンス機関に必要なスキルや、リスク及び機会に関する報告を受けるプロセス、頻度は扱うテーマにより異なるため、柔軟に開示ができる様式が望ましいと考える。
6. 「ガバナンスの責任を負う者 (those charged with governance)」の定義については、もう少し追加的な整理があると良い。
7. TCFD提言の該当項目と比べると、プロトタイプでは経営者の役割として記載できる余地が減ったように見受けられる。日本の企業において設置される「サステナビリティ委員会」は、欧米のような監督側ではなく、執行側が多い傾向にあると認識している。ガバナンス全体を捉えるという観点からは、監督側が重要であることを否定するものではないが、執行側での取組みも開示できるような余地があると良いのではないか。
8. テーマ別基準や産業別基準におけるガバナンスに関する開示項目については、具体的に記載箇所をイメージしながら議論していくことが大事であると考えため、今後も、事務局の分析において入れてもらえるとありがたい。
9. 「those charged with governance」は、現状の監査基準においては監査役会という位置付けとなっており、プロトタイプにおいて想定されているものとは異なるものと考えられることから、プロトタイプにおける定義の明確化と併せて、今後我が国で想定される課題について分析していくことも必要だと考える。
10. 「those charged with governance」の定義に関しては、取締役会と監査役会とが統治責任を一体となって負ったうえに、監査におけるコミュニケーションの相手先として監査役等が存在するものと理解している。監査基準上における、「監査役等とのコミュニケーション」の相手先としての監査役等、という定義とはすみ分けがあるものと考え。
11. 昨年のコーポレート・ガバナンス・コードの改訂では、取締役会がサステナビリティの課題に関して、中長期的な企業価値向上の観点から取り組むことの役割が明記された。このような国内の状況も考慮したうえで、我が国における「those charged with governance」の定義をどのように整理するのか、そのうえで、どのように対外的にコメントしていくのかを検討する必要があると考える。
12. 開示の最終的な姿に関する議論として、例えばデジタル化をどの程度含めていくの

かといった視点も必要である。また、TCFD提言では、推奨される開示という位置付けであったものが、プロトタイプでは「shall disclose」となっている。その場合、explainするとしても膨大な量の開示になることが想定されることから、コスト制約についても考慮する必要があると考える。

TRWGプロトタイプにおける要求事項（案）の検討：「戦略」

13. プロトタイプは、TCFD提言の4つの柱をベースにしつつ、拡張した結果として、戦略の中に異なる複数の要素を含めていることから、欧州などでの実際のプレゼンテーションの在り方と異なる設計になっている。例えば、リスク管理については、リスク管理に関するプロセスのみが含まれており、方針や実際のリスクの中身に関する記載が含まれていないため、開示の実務者からすると違和感がある構造となっている。IFRS財団の基本方針としてTCFD提言をベースにしているため、この構造自体を大きく変えることは難しいと思われるが、中項目を設ける、対照表を設ける等の何らかの対策をとらないと、実務と基準とのリンクがうまく図れず、混乱をきたす可能性がある。
14. 分析で用いるシナリオに関する記載については、具体的な名称を記載することにより、それがスタンダード化することは避けるべきであり、「第三者が公表した～」というような一般化した記載とするほうが望ましいと考える。開示企業側として、仮に足元で先行している欧州の基準に準拠することが求められた場合、中間地点である2030年、40年に向けた日本企業のトランジションを阻害する可能性もあると考える。
15. 「重要な (significant)」と「重要な (material)」の定義は、今後より明確にしていく必要がある。
16. 「レガシー資産 (legacy asset)」は、財務諸表においては減損損失が計上されている資産との認識だが、仮にその他の資産を指すのであれば、一般目的財務報告の中に、財務諸表が含まれるという点で、両者の間で整合性が保たれているのか留意が必要である。
17. プロトタイプに記載がある、IEAやIPCCの個別シナリオの記載は、変更や更新の頻度には留意が必要だが、国際的に認められたものであることから、残してもよいのではないかと考える。また仮に表記を一般化させる場合でも、広く認知されたシナリオでな

ければ利用者にとって有用性がないと考えられることから、「第三者が公表した、国際的に認められた」といった記載が望ましいのではないかと考える。

18. 気候関連開示のプロトタイプ10項(a-i)において、「パリ協定」という記載が出てくるが、この点、TCFD提言との整合性を考慮する必要があると考える。
19. 全般的要求事項の第33項のみ、「定性的に、また、可能な場合は定量的に」という記載があるが、この記載に対する事務局の解釈を教えてください。
20. 分析におけるシナリオは2つに大別され、IPCCやIEAなどに代表されるマクロレベルのシナリオと、それらをベースに企業自身が事業評価をするためのシナリオがあるが、今回のプロトタイプでは、後者に関するものがあまり提供されていない。したがって、TCFD提言をベースとしつつも、ガイドや要求事項の提供を通じて、企業自身がシナリオを構築していくうえで考慮すべきクライテリアを明記していくことが必要であると考えている。また、物理的リスクと移行リスクのシナリオは性質が大きく異なる。すなわち、前者は、IPCCが様々な科学的知見を持ち寄って適時アップデートを行ったうえで最終報告書を出すという一定の合意形成とアップデートのプロセスが存在するが、後者は、政策や市場の動向を踏まえた判断要素を含み、合意形成のプロセスが存在しない。このため、この2つをきちんと区別したうえで、シナリオ選択に関するガイドを提供していく必要がある。
21. 実務面からすると、TCFD提言が求めているレジリエンス分析と財務諸表における感応度分析は異なるものと認識している。すなわち、前者は、各企業がシナリオに基づいて算出したリスク量を分析するものであり、後者は、金利、為替が動いた場合に金融商品の時価のVaR（バリュー・アット・リスク）がどのように動くかを分析するものと理解している。こうしたレジリエンスの意味も踏まえたうえで、「レジリエンス及びキャッシュ・フローに関する分析」という記載について明確化していく必要があると考える。
22. レジリエンス分析については、財務諸表における感応度分析との差異を明確化するだけでなく、開示内容の正確性や信頼性をどのように図っていくのかということも併せて議論していく必要があると考える。

TRWGプロトタイプにおける要求事項（案）の検討：「リスク管理」

23. リスク管理については、近年、プロセスの前提として方針も非常に重視されている

傾向にある。リスク管理の基本方針についても冒頭において規律したうえでプロセスの開示につながると良いと考える。

TRWGプロトタイプにおける要求事項（案）の検討：「指標及び目標」

24. 温室効果ガス排出についての算定プロトコルについては、確立されているGHGプロトコルをベースとしたうえで、それ以外の計算方法に拠った場合には、その旨を開示するのが望ましいと考える。
25. 産業別のガイダンスに関して、移行リスクは産業だけではなく個社によりリスクが大きく異なると考えられるが、物理的リスクはそもそも定義の範囲が広範にわたることから、比較可能性の観点から具体的なガイダンスがあっても良いのではないかと考える。
26. リスク及び機会に関して、「金額及びパーセンテージで表現」することは、明確な仮定がない限り算定が困難で、企業ごとに開示内容にばらつきが出るのが想定されることから、比較可能性が担保されるのか疑問である。
27. 温室効果ガス排出について、TCFD提言ではスコープ3の開示を「推奨」としているのに対し、プロトタイプでは「開示すべき」という扱いになっているが、この点は今後議論が必要であると考えます。
28. 物理的リスクと移行リスクに関して、物理的リスクは一定のコンセンサス・ビルディングをもちつつ比較可能性を担保していく方向性が求められる一方で、移行リスクは企業の戦略によってポジションの取り方が異なる可能性がある。投資家からは、企業が取るポジションと、それへの経営上の対応について説明することが利用者にとって有用な情報であるとの声が聞かれており、その意味では、移行リスクについてvulnerableかどうかに関しての共通認識をもつことは難しく、少なくとも開示側で対応すべきではないと考える。これを推し進めようとする、EUのタクソノミのようなアプローチになるため、その場合は、開示基準の話ではなく、国家戦略として取り組むべきと考える。
29. 業種別指標については、基準上の建付けを、要求事項とすべき部分とencourage又はshouldとすべき部分の2段階程度に分けておく必要があると考える。
30. 温室効果ガス排出に関しては、比較可能性の観点から、基準年の扱いについても今後の論点になるのではないかと考える。例えばカーボンニュートラル宣言がある場合は、そ

の基準年に合わせるなどの考え方がある。

31. 全般的要求事項の「単一又は複数のガバナンス主体」という記載に対して、気候関連開示では「ボード又は経営者」と異なる記載となっている点について、事務局の認識を教えてください。
32. 開示に関する基準の記載の粒度に関しては、これにより適切かつ迷いなく実務が行えるかどうか、やや悩ましいところであり、場合によっては、ガイダンスによって内容の明確化を図ることが必要であると考え。併せて、明確化の手段として基準とガイダンスでのすみ分けを検討することも必要ではないか。
33. 「役員報酬 (executive management remuneration)」は執行サイドの報酬を意識していると考えられるが、ガバナンスにおける報酬の記載は「those charged with governance」であることから取締役 (監督サイド) を意識していると考えられるため、今後、基準の中での整合性を確認していく必要があると考える。
34. GHGプロトコルは大枠を定めるものであるため、連結ベースの開示は諸外国におけるローカルの算出ガイドラインの整備状況に大きく依存する状況にある。したがって、今後は、インフラ整備の支援と併せて、開示の質の担保に関する議論が必要になってくると考える。

以 上